

平成 22 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名 ケイティケイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 主計
(JASDAQ・3035)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 木村 裕史
電話 052-931-1881

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 8 月 10 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

現行の事業内容の見直しおよび今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を削除・新設するものであります。

また、社外取締役に期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 29 条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 事務機器の販売 (2) 計算機・タイプライター用消耗品の販売 (3) コンピューターおよび周辺機器の製造販売 (4) コンピューターおよび周辺機器に関する消耗品ならびに再生消耗品の販売 (5) 通信機器の販売 (6) 紙類および加工紙の販売	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(7) 事務用物品の販売 (8) 印刷業 (9) <u>写植版下作成業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(10) ~ (21) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 29 条~第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9) <u>食料品、日用雑貨品、ミネラルウォーター、清涼飲料水、衣料品、電化製品、光学機器、機械工具の製造販売</u> (10) <u>前各号に掲げる商品の輸出入業</u> (11) ~ (22) (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 29 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 240 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 30 条~第 45 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 22 年 7 月 1 日
株 主 総 会 開 催 日 平成 22 年 8 月 10 日
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 22 年 8 月 10 日

以 上